

京都市介護保険条例の一部を改正する条例(平成29年3月30日京都市条例第49号)
(保健福祉局長寿社会部介護保険課)

所得段階区分における第1段階の者の平成29年度の保険料率について、平成27年度及び平成28年度に実施している保険料率の引下げを継続することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年3月30日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 49 号

京都市介護保険条例の一部を改正する条例

京都市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「及び平成28年度」を「から平成29年度まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)